

平成 2 9 年

# 1 2 月 定例会提案議案概要

1 2 月 1 日送付

4 議案

- ・ 補正予算            2 議案
- ・ 条例                2 議案



補正予算関係

議案第 127 号 平成 29 年度長浜市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 128 号 平成 29 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

条例関係

所管課	内 容												
人事課	<p><b>議案第 129 号 長浜市職員の給与に関する条例及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>平成 29 年 8 月の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を踏まえ、職員給与の改定を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>■給与改定関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 給料表の改定</td> <td>若年層が多く在職する号俸を中心に、給料月額を引き上げ 全体の改定率 0.07～0.64%、対象者 1,022 人 行政職給料表の平均 0.19%、平均改定額月額 603 円 (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)</td> </tr> <tr> <td>② 初任給調整手当</td> <td>医師の初任給調整手当を引上げ 1 年目 現行：413,800 円→改正案：414,300 円 対象者：3 人 (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)</td> </tr> <tr> <td>③ 期末・勤勉手当</td> <td>支給月数を 4.30 月から 4.40 月に引上げ (+0.10 月) (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考&gt; 人事院勧告に伴う影響額 55,921 千円（一般会計、特別会計）</p> <p>■抑制した昇給の回復</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 抑制した昇給の回復</td> <td>平成 27 年 1 月 1 日に抑制した昇給を 1 号俸回復 対象者：平成 30 年 4 月 1 日現在で 37 歳未満の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】平成 30 年 1 月 1 日</p>	内容	改正後	① 給料表の改定	若年層が多く在職する号俸を中心に、給料月額を引き上げ 全体の改定率 0.07～0.64%、対象者 1,022 人 行政職給料表の平均 0.19%、平均改定額月額 603 円 (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)	② 初任給調整手当	医師の初任給調整手当を引上げ 1 年目 現行：413,800 円→改正案：414,300 円 対象者：3 人 (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)	③ 期末・勤勉手当	支給月数を 4.30 月から 4.40 月に引上げ (+0.10 月) (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)	内容	改正後	④ 抑制した昇給の回復	平成 27 年 1 月 1 日に抑制した昇給を 1 号俸回復 対象者：平成 30 年 4 月 1 日現在で 37 歳未満の職員
内容	改正後												
① 給料表の改定	若年層が多く在職する号俸を中心に、給料月額を引き上げ 全体の改定率 0.07～0.64%、対象者 1,022 人 行政職給料表の平均 0.19%、平均改定額月額 603 円 (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)												
② 初任給調整手当	医師の初任給調整手当を引上げ 1 年目 現行：413,800 円→改正案：414,300 円 対象者：3 人 (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)												
③ 期末・勤勉手当	支給月数を 4.30 月から 4.40 月に引上げ (+0.10 月) (平成 29 年 4 月 1 日遡及適用)												
内容	改正後												
④ 抑制した昇給の回復	平成 27 年 1 月 1 日に抑制した昇給を 1 号俸回復 対象者：平成 30 年 4 月 1 日現在で 37 歳未満の職員												
人事課	<p><b>議案第 130 号 長浜市職員退職手当条例等の一部改正について</b></p> <p>国家公務員退職手当法で定める国家公務員の退職手当について、支給水準を引き下げる法律改正がされることから、民間との格差解消を目的に、国家公務員に準じて、本市職員の退職手当を引き下げるため同様の改正を行うものです。</p>												

**【主な改正内容】**

退職手当の基本額を計算する場合に適用される調整率を引き下げる。

現行	改正後
100分の87	100分の83.7

**【施行日】** 平成30年4月1日

## 第127号 平成29年度長浜市一般会計補正予算(第8号)の概要

### 一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,168,263	10,591,539	911,100	3,333,948	38,331,676
<b>12月補正予算額(第8号)</b>	<b>53,632</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>53,632</b>
補正後予算額	53,221,895	10,591,539	911,100	3,333,948	38,385,308

### 1. 給与改定関係

**53,632**

○職員給与費	人事院勧告に伴う給与改定及び異動等によるもの	49,030
○繰出金	農業集落排水事業特別会計繰出金	4,602

### 特別会計

第128号 平成29年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

職員給与費

4,602